

事業仮契約書（案）に関する質問書への回答

標記の件、以下のとおり回答します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
1	事業仮契約書 (案)	1	第1条	1	(44)				不可抗力	公衆衛生上の事態に新型コロナ等の感染症も含まれると考えて宜しいでしょうか。	提案書の提出時点で予見不可能な事象については、不可抗力に該当する可能性があるため、協議に応じます。
2	事業仮契約書 (案)	5	第1条	1	(44)				定義	本契約締結時に存在する土地のかし及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認するとありますが、本契約締結時には土地のかし及び埋蔵物はないと理解してよろしいでしょうか。	本文は不可抗力の定義を定めています。本契約締結時に存在する土地のかし及び埋蔵物の存在は、不可抗力に含まれないことを確認しているにすぎません。
3	事業仮契約書 (案)	6	第2条	2					目的及び解釈	事業者提案の間に齟齬がある場合の優先順位の記載がありますが、募集要項における「事業者質疑回答」についての位置付け(順)をお示し下さい。 ※募集要項等に質疑回答が含まれる解釈ではありますが、本契約、質疑回答、募集要項等、事業者提案という順(解釈)でよろしいでしょうか。	質疑回答については、「本契約、募集要項等又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。」の規定に服することになります。
4	事業仮契約書 (案)	13	第15条	5					事前調査	解体・撤去に係る本件工事の内容が事業者事前調査の結果、例えば予期せぬ土壌汚染などが発見され追加になった場合の費用についてはセンター殿と協議のうえ、その負担を決めると理解してよろしいでしょうか。	15条4項の適用場面となります。
5	事業仮契約書 (案)	13	第15条	5					事前調査	「現焼却施設(クリスタルプラザ)の解体・撤去に係る本件工事に関する限り、…事業者において生ずる追加的な費用及び損害等の一切は、如何なる場合でも事業者が負担するものとする。」とありますが、要求水準書およびその添付資料に基づき存在が予期できないと客観的に認められる事象に対しては適用されないとの理解でよろしいでしょうか。 ※存在が予期できない事象とは、特別な対策が必要となる土壌汚染(場外搬出・置換が必要、原位置浄化が必要、または遮断工が必要な場合等)や、既存図面から想定できない地中障害物を想定しています。	15条5項は15条4項の例外となります。
6	事業仮契約書 (案)	13	第16条						本件工事に伴う 近隣対策	本件工事の着工日までの間に近隣住民の了解を得られなかった場合の処置につきご教示願います。	近隣説明につき、誤り又は懈怠がないにもかかわらず、近隣住民の了解が得られない場合には協議に応じます。
7	事業仮契約書 (案)	29	第44条	5					運營業務	「事業者は、…履践するものとする。」とありますが、当該納付に手数料を要する場合は、センター様にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか(例.現金支払いの場合等)。	振込手数料は、事業者の負担です。
8	事業仮契約書 (案)	30	第46条	1					第三者による実施	運營業務を構成員等に委託する場合、SPCと構成員間で締結される契約書について、契約書は提出する必要がありますでしょうか。その場合、契約金額は黒塗り等で消して提出してもよろしいでしょうか。	前段について、センターが行うモニタリングの際、必要に応じて契約書を提出していただくことがあります。後段について、契約金額の黒塗り等は原則として認めません。

9	事業仮契約書 (案)	31	第48 条	2	(1)				「現場総括責任者は、…現場総括責任者としての経験を有する技術者でなければならない…本施設の現場総括責任者として熱回収施設の運営開始日から2年間以上の在職期間とする契約を締結しなければならない…」とありますが、下線部の条件は、3年目以降は適用されないものと理解してよろしいでしょうか。本事業では地元雇用拡大の観点より、将来的には、本施設従業者の中から当該責任者を選任することを目指すことが望ましいと考えております。つきましては、現場総括責任者の要件については、「要求水準書 第3編 運営業務-8 第3編 第2章 1 3)」の要件を満たせば良いものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	事業仮契約書 (案)	31	第48 条	2	(3)				「第2種電気主任技術者」とありますが、受電電圧が22kVであることから、関係法令に基づき、配置する電気主任技術者は事業者提案でも良いと理解してよろしいでしょうか。	配置有資格者については、関係法令等に基づき事業者で提案してください。
11	事業仮契約書 (案)	34	第54 条						損害の発生原因がセンター様と事業者のいずれの責に帰すべきか不明な場合については、協議となると考えて宜しいでしょうか。	センターは、センターに原因がある場合、損害を負担します。
12	事業仮契約書 (案)	45	第71 条						「センター及び事業者は…運営するものとする。」とありますが、当該要綱の内容に応じて、人員の配置人数を検討する必要があるため、運営協議会設置要綱をお示しください。	71条1項の規定のとおり、必要に応じて開催されるものであり、2項において別途に定められるものです。
13	事業仮契約書 (案)	61	別紙8						記載の通り、整備期間については施設整備費から割賦金利相当額を控除した額の1パーセント至るまで、運営期間については、一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価CDの合計額の1パーセントを超えるまでは事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	別紙8記載のとおりとなります。